

■人権施策推進計画 フォローアップ

| 人権施策・分野別施策            |                          | 推進する項目など                                                            | これまで（令和5年度まで）の取組みなど                                      | 課題や今後の方向性                                 |
|-----------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| （１）あらゆる場を通じた人権施策の推進   |                          |                                                                     |                                                          |                                           |
| ①<br>学校               | （１）子どもの発達段階に応じた人権教育の推進   | 保育所<br>自他の違いを認め合う態度や豊かな人間関係を築くための基本的な資質、技能を身につける教育の推進               | 保育方針（集中して取り組むことができる子ども・自分の意見を自信を持って発言できる子ども など）に沿った保育の展開 | 引き続き保育方針に沿った保育を実施                         |
|                       |                          | 小・中学生<br>すべての教育活動において、生命の尊厳や人権尊重の意義、人権の歴史や現状、平和と人権にかかわる問題等について認識の育成 | 関係団体が主催する映画会の開催や人権と平和のつどいへの参画                            | 引き続き講演会などを通じた意識啓発に努める                     |
|                       | （２）豊かな人間性・社会性を育成する教育の推進  | 自尊感情を育みながら豊かな人間性・社会性の育成                                             | 全児童生徒を対象とするスクリーニング（年3回）を実施し、課題のある児童生徒に対するケース会議を実施        | 子どもたちの豊かな人間性を育み、安心して学校生活を送ることができる環境構築を目指す |
|                       | （３）指導内容・方法等の充実           | 発達段階や実態に即した教育内容や方法の充実                                               | 教職員の人権に対する資質の向上（人権教育研究会による研修会の実施など）                      | 引き続き教職員の資質向上に努める                          |
|                       | （４）家庭や地域社会との連携           | 人権をテーマとした講演会などの実施                                                   | 関係団体が主催する映画会の開催や人権と平和のつどいへの参画                            | 引き続き映画会などを通じた意識啓発に努める                     |
| ②<br>地域<br>社会         | （１）幼児期から高齢期までにおける学習機会の充実 | 社会教育施設などを拠点とした、講座の開設や体験学習の推進                                        | 識字学習推進事業の実施 （R5年度）：3名受講・10回                              | 引き続き講座の開設や体験学習の推進に努める                     |
|                       | （２）地域組織、団体研修の充実          | 能勢町人権啓発推進委員協議会を通じた研修会の充実                                            | 総会終了後の講演会や映画会の開催 （R5年度）：60名                              | 参加者が増えるよう創意工夫のもと研修会の充実に努める                |
|                       | （３）人権啓発の推進               | 人権アドバイザーや指導者などの養成                                                   | 大阪府人権総合講座（人材養成）の受講                                       | 人権担当職員の積極的な受講に努める                         |
| ③<br>家庭               | （１）家庭教育の推進               | 家庭の教育力向上                                                            | 保護者に対する各種情報や資料の提供                                        | 引き続き情報提供に努める                              |
|                       | （２）相談・学習支援体制の充実          | 子育てに関する相談、支援体制の充実                                                   | 児童家庭相談事業の実施 （R4年度）：34件 （R5年度）：54件                        | 引き続き相談事業の実施に努める                           |
|                       | （３）人権啓発の推進               | 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない意識の啓発                                         | 関係団体主催の講演会（楽しく学ぶジェンダー・セクシュアリティ・LGBTs、ジェンダー平等社会の実現）       | 引き続き講演会などを通じて意識の啓発に努める                    |
| ④<br>職場               | （１）公正な採用選考の確保            | 人権が尊重される職場づくりの支援                                                    | 池田地区企業人権啓発推進員協議会（39会員）への参画                               | 引き続き協議会に参画し、企業の主体的な人権啓発活動を促す              |
|                       | （２）人権啓発の推進               | 事業所などにおいて計画的、継続的な人権啓発活動の実施                                          | 能勢町商工会と連携した啓発活動                                          | 引き続き商工会との連携に努める                           |
|                       | （３）「えせ同和行為」の排除           | 「えせ同和行為」の排除                                                         | 大阪法務局が主催する講演会へ参加                                         | 引き続き講演会に参加し意識啓発に努める                       |
| （２）特定職業従事者に対する人権施策の推進 |                          |                                                                     |                                                          |                                           |
| ①町職員                  |                          | 人権課題に即した研修への参加                                                      | 人権夏期講座（毎年）、人権大学（3年に1度）への参加など                             | 引き続き職員の参加に努める                             |
| ②教職員・社会教育関係職員         |                          | 組織的、計画的な研修体制の整備                                                     | 教職員の能勢町人権教育研究会、能勢町外国人教育研究協議会への参加                         | 引き続き教職員の意識啓発に努める                          |
| ③医療・保健関係者             |                          | 人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発の推進                                           | 取り組み実績なし                                                 | 講演会、セミナーなどを通じた意識啓発に努める                    |
| ④福祉関係者                |                          | 福祉施設等に対し利用者の人権に配慮したサービスの提供                                          | 指定管理者（デイサービス・看護多機能居宅介護事業所など）への指導                         | 指定管理者からの定期的な報告を確認し、引き続き指導に努める             |

| 人権施策・分野別施策                             |                                  | 推進する項目など                                      | これまで（令和5年度まで）の取組みなど                                                | 課題や今後の方向性                                    |
|----------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>（３）分野別施策の方向性</b>                    |                                  |                                               |                                                                    |                                              |
| <b>①<br/>同<br/>和<br/>問<br/>題</b>       | （１）人権教育・啓発活動の充実                  | 各種講座、講演会、広報誌などを通じた人権教育・啓発の推進                  | 人権協会が主催するパネル展（全国水平社100周年）、映画会（橋のない川・破壊など）の開催、人権と平和のつどい講演会          | 引き続き人権協会などと連携し、人権教育・啓発の推進に努める                |
|                                        | （２）人権週間等の啓発強化                    | 「人権週間」に行う啓発事業などの工夫・強化                         | 町内各所にのぼり旗の掲出（人権強調月間・同和問題月間・人権週間）                                   | のぼり旗の掲出に加え、同時期に講演会などの開催も検討する                 |
|                                        | （３）相談活動の充実と適切な対応                 | すべての分野を包括した総合的な相談事業の推進                        | 総合相談センターの開設（Ｒ4年度）：81件（Ｒ5年度）：65件                                    | 総合相談センターによる相談事業を継続する                         |
|                                        | （４）差別のない就労環境づくり                  | 就職の機会均等など差別のない就労環境づくりへの啓発                     | 池田地区企業人権啓発推進員協議会（39会員）への参画                                         | 引き続き協議会に参画し、企業の主体的な人権啓発活動を促す                 |
| <b>②<br/>男<br/>性<br/>と<br/>女<br/>性</b> | （１）人権の尊重をめざす町民意識の育成              | 男女平等社会への環境づくり                                 | 町内各所にのぼり旗の掲出（男女雇用機会均等月間・男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間）                 | のぼり旗の掲出に加え、同時期に講演会などの開催も検討する                 |
|                                        | （２）労働における男女差別の解消と女性の登用推進         | 女性の意見を組織の意思決定に反映させる環境づくりの推進                   | 各審議会における女性の割合<br>（H31年度）263人中・59人：22.4％<br>（Ｒ５年度）198人中・53人：26.8％   | 引き続き女性委員の登用を促す                               |
|                                        | （３）男女が多様な生き方を選択できる環境づくり          | 雇用環境、社会環境の整備                                  | 庁内における管理職などへの女性の積極的登用<br>（H31年度）20人中・2人（10.0％）、（Ｒ5年度）25人中・1人（4.0％） | 引き続き女性職員の登用とその環境整備を促す                        |
|                                        | （４）あらゆる暴力から女性（男性）を守るための相談支援体制の充実 | 暴力を根絶するための啓発と被害女性（男性）への相談・支援体制の充実             | 大阪府箕面子ども家庭センター、庁内関係部署との連携                                          | 引き続き関係団体、庁内関係部署との連携に努める                      |
| <b>③<br/>子<br/>ど<br/>も</b>             | （１）子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進           | 幼児期から人権尊重の精神を育むための教育の推進                       | 教職員の能勢町人権教育研究会、能勢町外国人教育研究協議会への参加                                   | 引き続き教職員の意識啓発に努める                             |
|                                        | （２）子育て支援などの推進                    | 安心して子どもを生み育てられ、子どもが明るく健やかに育つことができるような子育て支援の充実 | 地域子育て支援センターなど相談業務を展開                                               | 引き続き地域子育て支援センターによる相談事業を継続する                  |
|                                        | （３）児童虐待や性犯罪の防止に対する取組の推進          | 児童虐待や性犯罪の防止に対する取組み                            | 児童家庭相談事業の実施（Ｒ4年度）：34件（Ｒ5年度）：54件<br>大阪府箕面子ども家庭センター、庁内関係部署との連携       | 引き続き児童家庭相談事業を継続する<br>引き続き関係団体、庁内関係部署との連携に努める |
|                                        | （４）いじめや不登校等に対する取組の推進             | 不登校児童・生徒の学校生活への復帰に向けたスクールカウンセラーなどの配置          | スクールカウンセラー配置事業、子ども対策支援事業などの実施                                      | 引き続きスクールカウンセラー配置事業、子ども対策支援事業を継続する            |
|                                        | （５）子どもの健全育成環境の整備                 | 子どもの居場所づくりの充実                                 | 児童館活動、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施                                         | 引き続き各種事業の実施に努める                              |
|                                        | （６）相談・支援体制の整備                    | 家庭の変化にも対応した相談・支援体制の充実                         | 総合相談センターの開設、大阪府箕面子ども家庭センターなどとの連携                                   | 総合相談センターによる相談事業を継続する<br>引き続き関係団体などとの連携に努める   |
| <b>④<br/>高<br/>齢<br/>者</b>             | （１）人権教育・啓発の推進                    | 高齢者に対する差別や偏見の解消を図るための人権教育の推進                  | 人権協会主催の講演会（「高齢者社会に向けて何ができるのか」）                                     | 引き続き講演会などを通じた意識啓発に努める                        |
|                                        | （２）生涯学習の推進                       | 公民館講座の内容の充実                                   | シニア向けスマホ講座、生活応援講座の実施                                               | 引き続き講座の充実に努める                                |
|                                        | （３）「生きがいの場」の確保                   | 高齢者の生きがいと社会参加を促進するため各種事業の実施                   | いきいき百歳体操の実施                                                        | 引き続き事業の実施に努める                                |
|                                        | （４）介護サービス体制の充実                   | 高齢者の介護などに従事する福祉関係者の人権意識の啓発                    | 指定管理者（デイサービス・看護多機能居宅介護事業所など）への指導                                   | 引き続き事業者への指導に努める                              |
|                                        | （５）家族介護者への支援の充実                  | 高齢者への正しい介護知識の普及                               | 指定管理者（デイサービス・看護多機能居宅介護事業所など）への指導                                   | 引き続き事業者への指導に努める                              |
|                                        | （６）高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備           | 高齢者が安心して居住できる環境づくり                            | 介護予防住宅改修事業の実施、公共施設のユニバーサルデザイン化                                     | 引き続き事業の実施やユニバーサルデザイン化に努める                    |

| 人権施策・分野別施策       |                        | 推進する項目など                                             | これまで（令和5年度まで）の取組みなど                                                                                                                                                                               | 課題や今後の方向性                           |
|------------------|------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                  | （７）相談支援体制の充実・強化        | 相談窓口としての地域包括支援センターの充実                                | （Ｒ４年度）相談人数：190人・延べ相談件数：3,133件<br>（Ｒ５年度）相談人数：201人・延べ相談件数：2,145件                                                                                                                                    | 引き続き相談体制の充実に努める                     |
|                  | （８）人権保護制度の整備           | 地域で生活する高齢者の見守り、安否確認など                                | （Ｒ４年度）訪問人数：13人・訪問延べ数：558件<br>（Ｒ５年度）訪問人数：19人・訪問延べ数：774件                                                                                                                                            | 引き続き見守り体制の充実に努める                    |
|                  | （９）権利擁護施策の推進           | 成年後見制度の周知                                            | 相談実績 （Ｒ４年度）：15件 （Ｒ５年度）：12件                                                                                                                                                                        | 引き続き相談体制の充実に努める                     |
| ⑤<br>障がいの<br>ある人 | （１）ノーマライゼーションの社会の実現    | 障がいのある人への理解を深めるための教育・啓発の推進                           | ふれあいフェスタ、人権と平和のつどいの開催                                                                                                                                                                             | 引き続きイベントによる啓発に努める                   |
|                  | （２）自立と社会参加の促進          | サポーターなど支援者の充実や移動手段の確保など                              | コミュニティソーシャルワーカー配置による支援体制の構築                                                                                                                                                                       | 引き続きコミュニティソーシャルワーカー配置による支援体制の確保に努める |
|                  | （３）地域生活への支援            | 保健・医療・福祉サービスの量的、質的な充実                                | 地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援など）の実施                                                                                                                                                                        | 引き続き地域生活支援事業を実施する                   |
|                  | （４）雇用、就労の促進            | 障害者雇用率制度の啓発                                          | 住民情報コーナーにハローワークからの求人広告を配架                                                                                                                                                                         | 引き続き求人広告の配架による啓発を行う                 |
|                  | （５）教育、育成の充実            | 障がいのある子どもの状態や本人・保護者の意向を踏まえた相談・支援体制の充実                | コミュニティソーシャルワーカー配置による支援体制の構築                                                                                                                                                                       | 引き続きコミュニティソーシャルワーカー配置による支援体制の充実に努める |
|                  | （６）保健、医療の充実            | 障がいの状況やニーズに応じた保健、医療、医学的リハビリテーションなどを適切に提供できる福祉医療制度の充実 | （令和5年度）<br>補足具の交付：13件、日常生活用具の交付：335件、更生医療の給付：7件、育成医療の給付：0件                                                                                                                                        | 引き続き各種事業の実施に努める                     |
|                  | （７）相談支援体制の充実           | 基幹相談支援センターの設置など情報の提供や助言、指導を実施する相談窓口の充実               | （Ｒ４年度）34件（Ｒ５年度）54件                                                                                                                                                                                | 引き続き相談体制の充実に努める                     |
| ⑥<br>外国人<br>住民   | （１）人権教育・啓発の推進          | 外国人住民に対する差別や偏見の解消                                    | ●R5.10月人権協会 主催の講演会<br>「ハンセン病回復者の家族として生きる」<br>⇒講師が在日朝鮮人の方<br>●R6.7月職員研修 講演会<br>「外国人就労人材の活用について」<br>⇒外国人の雇用の現状や課題を知り、人材不足の一助とする                                                                     | 引き続き講演会などを通じて意識の啓発に努める              |
|                  | （２）学校教育における国際理解教育の充実   | 子ども多文化共生教育の推進                                        | 外国人教育研究協議会の開催（専門部会:6回/年ほか）                                                                                                                                                                        | 協議会を通じて学校の支援・指導体制の推進する              |
|                  | （３）地域における国際理解・国際交流の推進  | 地域で生活する外国人住民との交流                                     | ●R元.7月人権啓発推進委員協議会 主催講演会<br>「外国人住民はこれに困っています<br>～他民族共生社会を考える～」<br>●R元.12月人権と平和のつどい 講演会<br>「ワタシは一体ナニジンなんだろう」 P・フランクル<br><br>【参考：住民基本台帳外国人人口】<br>（H26年8月末）58人：推進計画から抜粋<br>（R元年度末）110人<br>（R5年度末）112人 | 講演会に加え、地域において交流の場を設けるよう努める          |
|                  | （４）外国人住民が安心して暮らせる環境の整備 | 在住外国人住民への生活情報の提供                                     | 町ホームページで災害時多言語表示シートの紹介など                                                                                                                                                                          | 更なる生活情報に係るツールの提供を検討する               |
|                  | （５）ヘイトスピーチの排除          | ヘイトスピーチの規制                                           | 国・大阪府が作成するチラシなどの配架                                                                                                                                                                                | 引き続きチラシなどの配架による啓発に努める               |
| ⑦H I V感染者等       |                        | 感染症などに関する正しい知識の普及と差別や偏見の解消                           | 人権協会主催の講演会（「ハンセン病回復者の家族として生きる」）                                                                                                                                                                   | 引き続き講演会などを通じて意識の啓発に努める              |
| ⑧                | （１）刑を終えて出所した人          | 偏見や差別意識の解消、その社会復帰の支援                                 | 人権協会主催の映画会（「前科者」）                                                                                                                                                                                 | 引き続き映画会、講演会などを通じた意識啓発に努める           |

| 人権施策・分野別施策 |                   | 推進する項目など                     | これまで（令和5年度まで）の取組みなど                                | 課題や今後の方向性              |
|------------|-------------------|------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------|
| その他の人権課題   | （２）犯罪被害者等         | 犯罪被害者とその家族の人権を擁護する啓発活動の推進    | 豊能町・能勢町被害者支援協議会との連携（担当者会議への出席）                     | 引き続き協議会との連携に努める        |
|            | （３）インターネットによる人権侵害 | 法務局等の関係機関と連携による対応            | 人権協会主催の講演会（「インターネットでの人権侵害の現状と課題」）                  | 引き続き講演会などを通じて意識の啓発に努める |
|            | （４）性的少数者          | 性的少数派に対する差別や偏見をなくしていくための啓発活動 | 関係団体主催の講演会（楽しく学ぶジェンダー・セクシュアリティ・LGBTs、ジェンダー平等社会の実現） | 引き続き講演会などを通じて意識の啓発に努める |